

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	特定公的給付の支給等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大玉村は、特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大玉村長

公表日

令和7年6月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特定公的給付の支給等に関する事務
②事務の概要	【事務の概要】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、特定公的給付のために必要な事業を行う。 【事務の内容】 ①特定公的給付の審査及び決定に関する事務 ②特定公的給付の給付金申請書の受理、審査及び決定に関する事務
③システムの名称	住民基本台帳システム 住民税システム 特別定額給付金システム 統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
特定公的給付支給業務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法 ・第9条第1項(利用範囲)及び別表135の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第74条 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号) ・第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民福祉部福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒969-1392 福島県安達郡大玉村玉井字星内70番地 大玉村総務部総務課情報広報係 TEL0243-24-8098
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒969-1392 福島県安達郡大玉村玉井字星内70番地 大玉村住民福祉部福祉課社会福祉係 TEL0243-24-8115
⑨規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を厳守している。また、必ず複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	基幹系システムにおいて担当業務に必要な範囲のみ閲覧が可能となるようアクセス制限が実施されていることから、目的を超えた紐づけ及び事務に必要な情報との紐づけが行われるリスクへの対策は十分であると判断する。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月28日	I 関連情報/1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務/①	公的給付の支給等に関する事務	特定公的給付の支給等に関する事務	事後	
令和6年6月28日	I 関連情報/1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務/②	公的給付の支給等の迅速かつ的確な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年	【事務の概要】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年	事後	
令和6年6月28日	I 関連情報/3. 個人番号の利用/法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二 第121項	番号法第19条第8号	事後	
令和6年6月28日	I 関連情報/4. 情報提供ネットワークシステムによる情報	1,000人未満(任意実施)	1,000人以上1万人未満	事後	
令和6年6月28日	II ときい値判断項目1. 対象人数 評価対象の事務の対象	令和5年1月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事後	
令和6年6月28日	II ときい値判断項目1. 対象人数 評価対象の事務の対象	令和5年1月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事後	
令和6年6月28日	II ときい値判断項目2. 取扱者数 特定個人情報ファイル	令和5年1月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事後	
令和6年6月28日	IV リスク対策/2. 特定個人情報の入手	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年6月28日	IV リスク対策/3. 特定個人情報の使用/目的を超えた紐付	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年6月28日	IV リスク対策/3. 特定個人情報の使用/権限のない者に	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年6月28日	IV リスク対策/4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年6月28日	IV リスク対策/5. 特定個人情報の提供・移転	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年6月28日	IV リスク対策/6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年6月28日	IV リスク対策/6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年6月28日	IV リスク対策/7. 特定個人情報の保管・消去	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年6月28日	IV リスク対策/9. 従業者に対する教育・啓発	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	
令和7年6月20日	I 関連情報5 評価実施機関における担当部署	①住民福祉部健康福祉課 ②健康福祉課長	①住民福祉部福祉課 ②福祉課長	事後	
令和7年6月20日	I 関連情報7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒969-1392 福島県安達郡大玉村玉井字星内70番地 大玉村総務部政策推進課情報広報係 Tel 0243-24-8098	〒969-1392 福島県安達郡大玉村玉井字星内70番地 大玉村総務部総務課情報広報係 Tel 0243-24-8098	事後	
令和7年6月20日	I 関連情報8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	〒969-1392 福島県安達郡大玉村玉井字星内70番地 大玉村住民福祉部健康福祉課社会福祉係 Tel 0243-24-8115	〒969-1392 福島県安達郡大玉村玉井字星内70番地 大玉村住民福祉部福祉課社会福祉係 Tel 0243-24-8115	事後	
令和7年6月20日	II ときい値判断項目1. 対象人数 評価対象の事務の対象者は何人か いつの時点の計数か	令和6年1月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年6月20日	II ときい値判断項目2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年6月20日	IV リスク対策/8. 人手を介在させる作業/人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和7年6月20日	IV リスク対策/8. 人手を介在させる作業/人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か/判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を厳守している。また、必ず複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	
令和7年6月20日	IV リスク対策/11. もっとも優先度が高いとされる対策		2) 目的を超えた紐づけ、事務に必要な情報との紐づけが行われるリスクへの対策	事後	
令和7年6月20日	IV リスク対策/11. もっとも優先度が高いとされる対策/当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	
令和7年6月20日	IV リスク対策/11. もっとも優先度が高いとされる対策/判断の根拠		基幹系システムにおいて担当業務に必要な範囲のみ閲覧が可能となるようアクセス制限が実施されていることから、目的を超えた紐づけ及び事務に必要な情報との紐づけが行われるリスクへの対策は十分であると判断する。	事後	